



様式第4号(第6条関係)

平成30年4月6日

三芳町議会議長 抜井 尚男 様

三芳町議会議員 岩城 程子

### 政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

#### 記

#### 1 収 入

政務活動費

金 60,000 円

#### 2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	15,720	
研 修 費	49,444	
会 議 費		
資 料 購 入 費	2,484	
事 務 費		
合 計	67,648	

3 残 額 金 0 円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。  
2 政務活動報告書を添付すること。  
3 年度終了後30日以内に提出する。



様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

① 政 務 活 動 費 領 収 書 ・ 支 払 証 書 綴

整理番号 59  
領収書発行日 平成29年5月11日

領 収 書

岩城 桂子 様

¥10,000※

但し、研修費として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー～地域における政策課題～  
受講者氏名 : 岩城 桂子

入金日 : 平成29年4月27日  
入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田1-1  
公益財団法人 全国市町村研修財団  
市町村職員中央研修所  
分任出納役 石橋美秀



# 平成29年度 市町村議会議員特別セミナー①

## ～地域における政策課題～ 日程表

日 時：平成29年5月10日（水）～11日（木）  
会 場：市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

### 5月10日（水）

11:50～12:30 入所

12:00～12:50 昼食

13:00～13:25 開講のことば、研修日程等説明

13:30～15:00

講演 「中国の動向を踏まえた我が国の政治の行方（仮）」

講師 元在中華人民共和国特命全権大使

宮本 雄二 氏

15:15～16:45

講演 「少子・高齢社会における基礎自治体での社会保障政策のあり方」

講師 政策研究大学院大学教授

（元国立社会保障・人口問題研究所政策研究調整官）

小野 太一 氏

18:00～ 夕食（意見交換会）

（宿泊は所内の宿泊施設をご利用いただきます）

### 5月11日（木）

7:15～ 8:45 朝食

9:00～10:30

講演 「人口減少下のまちづくりと地方議会」

講師 日本経済新聞社編集局編集委員兼論説委員、日本自治学会理事

谷 隆徳 氏

10:45～12:15

講演 「人口減をチャンスに」

講師 京都大学こころの未来研究センター教授

広井 良典 氏

12:15～12:20 閉講のことば

12:20～ 解散

12:20～ 昼食

※講演の内容等は一部変更になる場合があります。

※最新の日程は、市町村アカデミーホームページ（<http://www.jamp.gr.jp>）に掲載されています。

※駐車場はありませんので、公共の交通機関及び当方の送迎バスをご利用ください。

様式第3号(細則第3条第1項第2号関係)

政 務 活 動 費 領 収 書・支 払 証 書 綴

②

市町村議会議員特別セミナー参加 交通費

(単位:円)

日付	金額	支払い内容	理由	支払い先
5月10日	¥920	ETC高速料金 所沢～練馬	研修参加のため	
5月10日	¥1,500	ETC高速料金 大泉～三郷南	研修参加のため	
5月10日	¥500	ETC高速料金 船橋本線下～船橋本線	研修参加のため	
5月11日	¥2,700	駐車料金	研修参加のため	
5月11日	¥2,600	ETC高速料金 京葉道接続～美女木下	研修参加のため	
5月11日	¥700	ETC高速料金 船橋本線上～船橋本線	研修参加のため	
5月11日	¥860	ETC高速料金 美女木第二～大泉	研修参加のため	
5月11日	¥920	ETC高速料金 練馬～所沢	研修参加のため	
5月11日	¥1,518	燃料費	研修参加のため	
5月14日	¥1,667	燃料費	研修参加のため	
合計	¥13,885			

$$13,885円 \div 9人 = 1,542円(一人当たり)$$

菊地議員・山口議員・岩城議員・井田議員・小松議員・細谷議員・細田議員・安澤議員・本名議員の9人

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。\*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金はお前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。\*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2017年 6月25日

カード名称	
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払日	2017年 7月10日(月)
今回のお支払金額合計	8回 5,080円

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	

2017年 6月15日 現在

ホンダキャッシュポイント

3540-4019-4914-1XXX

当月獲得	ボーナス	当月減算	当月累計	期限切れとなる月	失効予定
50	0	0	2938	2017.06	68

←ポイント表示欄の「期限切れとなる月」は西暦表示です

(例)「2009.07」と表示 → 2009年7月

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払回数	お支払金額(円)	摘要
《ショッピング取組(国内)》					
2017/5/4	ETC 特割三芳スマー—嵐山小川 普通車	1080	1回	1080	
2017/5/10	ETC 大泉 —三郷南 普通車	750	1回	750	
2017/5/10	ETC 所沢 —練馬 普通車	460	1回	460	
2017/5/10	ETC 船橋本線下—船橋本線下 普通車	250	1回	250	
2017/5/11	ETC 京葉道接続—美女木下 普通車	1300	1回	1300	
2017/5/11	ETC 練馬 —所沢 普通車	460	1回	460	
2017/5/11	ETC 美女木第二—大泉 普通車	430	1回	430	
2017/5/11	ETC 船橋本線上—船橋本線上 普通車	350	1回	350	
◆お支払小計				5080	
◆◆今回のお支払金額総合計				5080	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日加盟店利用日ではなくICB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の“-”は減額分 ●支払区分:1回=クレジット 1回払い、2回=クレジット 2回払い、A=クレジット 1回払い、B=クレジット 2回払い、3~24=クレジット 分割払いの回数、S1=クレジット 一括払い、C1=クレジット 1回払い、海C=海外クレジット 1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表す ●備考:ポイント対象の利用に\*印 ●QUICPayIDの上4桁01001は非表示 ●法人カードの下4桁は「\*\*\*\*」と表示され、実際のカード番号とは異なります

# ENEOS

納品書 (領収書)

カーポート・トウエリテイク  
三芳SS  
三芳町藤久保831  
TEL:0492-59-6704

2017/05/11(木)14:53 2017/05/11

売上 10-05-000008-0000 現金(自SS) 04870 様

4523 000011 ¥1518  
レギュラー 0124 L-5 P-13  
(内消費税 ¥659)

合計 ¥1,518  
(内消費税 ¥112)  
※上記にて領収書とさせていただきます

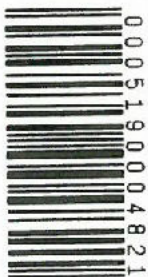
No.5190 担当:セルフ

おつり引換券

2017/05/11(木)14:53 2017/05/11

金額表金額 ¥482

伝票NO 5190



千葉県警第1部心地下駐車場  
(原宿第2駐車場)  
043-296-3301

## 領収証

入庫日時 2017年05月10日 11時46分  
出庫日時 2017年05月11日 12時40分  
No.01-000030 券No.10-160430

駐車料金(一般) 1300円

料金計 1,300円

投入現金 1,300円  
約残額 0円

千葉県津田沼駅地下駐車場  
 (原宮橋駅地下第2駐車場)  
 043-296-3301

## 領収証

入車日時 2017年05月10日 11時46分  
 出車日時 2017年05月11日 12時57分  
 No.01-0000038 券No.10-180431

駐車料金 (一般) 1400円

料金計 1,400円

投入現金 1,500円  
 釣銭額 100円

# ENEOS

納品書 (領収書)

カーボート・トラインテイク  
 三芳町藤久保831  
 TEL:0492-59-6704

2017/05/14(日)18:49 2017/05/14

92-487005-9010000-00 04870 様  
 売上 WaitWai デリカ (自店)

8820 000011 ¥1667  
 レギュラー 13.66L J 0122 L-7 P-19  
 (内)ガソリン税 063.8 ¥735)

合計 ¥1,667  
 (内)消費税等 ¥123  
 デリカ利用金額 ¥1667

7\*カブリNo. : 90353466  
 7\*前回残高 : ¥9163  
 7\*今回残高 : ¥6496

※上記にて納品書とさせていただきます

No.6809 担当:セルフ

下(柄)		ご利用店名	
<b>通常払いご利用明細</b>			
2017/5/10	本人(1017)	460円	○
E T C	所沢 - 雑居		
2017/5/10	本人(1017)	750円	○
E T C	大泉 - 三軒堂		
2017/5/10	本人(1017)	250円	○
E T C	船橋本線下-船橋本線下		
2017/5/11	本人(1017)	1,300円	○
E T C	京葉道接続-美友木下		
2017/5/11	本人(1017)	350円	○
E T C	船橋本線上-船橋本線上		
2017/5/11	本人(1017)	430円	○
E T C	美友木下第二-大泉		
2017/5/11	本人(1017)	460円	○



様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政 務 活 動 費 領 収 書 ・ 支 払 証 書 綴

3

領 収 書  
RECEIPT

日付 17/07/07

2031

お名前  
NAME 岩城 桂子 様

金 額 AMOUNT DUE	¥10,385
-------------------	---------

上記金額確かに領収致しました(消費税含む)  
We have receipt your payment.

イルホテル  
インテール  
ホテルイン会津若松  
HOTEL INOUE JAPAN  
住所: 福島県会津若松市平交町1-5  
TEL: 0242-28-3370  
FAX: 0242-28-3321  
URL: <http://www.inoue-hotel.co.jp>



系内品書(領収書)  
 中央石油販売(株)  
 竹間沢SS  
 入間郡三芳町竹間沢東3-8  
 TEL:050-3304-5187  
 2017/07/07(金)18:15

Speedpass 機  
 EMCCホウシヤン 0216  
 8500110739250702  
 売上 コーレカード法人  
 シナジーレギュラー  
 110100 ¥8134  
 68.35L @119.0 L-5 M-13

小計 ¥8,134  
 合計 ¥8,134  
 収数No. 0180044  
 支払方法 一括

事前OK  
 端末処理番号 15992  
 ※本書保管上のお願!!!  
 財布・手帳等にはさんで保管頂く  
 場合は、印刷面を内側に折り保管  
 をお願い致します。  
 ★ドリンク20円引き! ★  
 今ならこのチケット本券1枚で一杯  
 ドリンクどれでも20円引き!  
 ☆給油レシートを店内へ平成29年  
 ☆6月末日まで当店のみ有効 ★  
 No.9594 担当:0001  
 POS番号01

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
 プレゼントチケット  
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
 併設のドトールコーヒーショップで  
 本チケットを提示して、フードとド  
 リンク合わせて500円以上買うと  
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 限定グッズを プレゼント!



- 本日ドトール店舗営業時間内のみ有効です。
- 引換換えは、当店のみ有効です。
- 賞品がなくなり次第終了させていただきます。

中央石油販売(株)  
 竹間沢SS  
 TEL:050-3304-5187  
 2017/07/07(金)18:15



領収書 印紙  
 269907  
 エステシティ中宮  
 有限会社大野石油  
 埼玉県所沢市中宮南2-15-3  
 TEL 04-2943-0071

売上 2017年 7月 7日  
 17:33  
 上 様 手  
 現金フリー 00-269907-90001-0001-9

出光ゼアス P-7(内)  
 48.00L @126.0 6048円

合計 6,048円  
 (内、消費税等(8.00%) 448円)

約 1万円: 3,952円  
 7千円: 952円

伝No: 10360 担当:0105

9名で按分

9名で按分

菊地議員、井田議員、細田議員  
 細谷議員、抜井議員、山口議員  
 内藤議員、岩城議員、小松議員  
 9名で按分

千

支出	適用	金額	備考	その他
7月5日	お土産代	¥6,480	森田園	お茶2コ
7月6日	高速代	¥13,680	往路(2台分)	ETC利用
7月7日	高速代	¥13,680	復路(2台分)	ETC利用
7月7日	ガソリン代	¥14,182	2台分	8,134円、6,048円
	計	¥48,022	¥5,335	一人あたり
			(端数切り捨て)	

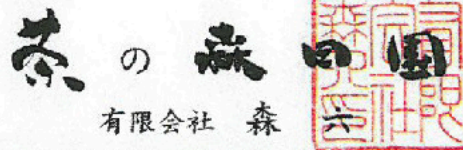
# 領収証

三芳みらい 平成29年 7月 5日  
公明党 様

9名で按分

¥ 6,480 -

但し  
上記正に領収致しました



森の茶 株式会社

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町北永井627  
TEL 049-258-3855 FAX 049-259-4427



ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護の為、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

金融機関		支店	
科目	普通	口座No.	
会員番号			

毎々当社のカードをご利用いただきありがとうございます。近日ご利用いただいたカードご利用明細書(お支払日)を下記の通りご案内申し上げます。  
「お支払日」「ご利用明細」と「口座振替」のご確認をお願い申し上げます。  
※、お支払口座へのご入金はお早めにお願いたします。

29年 8月 25日発行

お支払日 29年 9月 11日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)	
						現地通貨額	消費税	手数料	換算日
4980 0124 4691 2---	(J C会員VISAカード)	井田 和宏 様							
29 7 6 ETC	東北支社	6840	1	1	6840	自三芳スマー	至会津若松	普通車	
29 7 7 ETC	関東支社	6840	1	1	6840	自会津若松	至三芳スマー	普通車	
					お支払金額合計	22230			

備考の①印はポイントの対象利用となります。

【ご利用明細のご説明】 <ご利用日> 領収書記載の日に、ご利用データもしくは伝票が振替されたものとなります。 <ご利用金額> 新設領収書では現金振替と読み替えます。 <支払い区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=3回払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボーナス=ボーナス払い、※ <少額決済> 少額決済の振替目録をお知らせしております。  
【領収書発行の条件】 レードご利用は、当社のVISAセンター/マスターカードセンターから本部の決済センターにデータが転送した時点で、VISA/マスターカードが指定するレートに、当社が海外利用にかかる事務処理費として1.53%をプラスしたレートで日本円にお振替されます。【領収書キャンセル】(領収書は発行済み)は、ご利用になった日のレートでありませんので、ご了承ください。

9名で按分

# ETCマイレージサービス

[各種届出様式](#) [ご質問\(Q&A\)](#)

[マイページ](#) [ポイント明細](#) [還元額明細](#) [ポイント交換](#) [登録情報変更](#) [カード情報変更](#) [パスワード変更](#)  
[利用停止](#)

## 還元額明細

抜井尚男 様

[ログアウト](#)

6ヶ月分の還元額の内訳が参照できます。  
なお、還元額でのご利用は、ご走行の翌日夕刻以降に表示されます。

2017年10月31日13時 現在

現在ご利用可能な還元額

0円分 [\[ポイント交換\]](#)

2017年07月分 [前月<](#) [>翌月](#)

[\[還元額明細表示内容の説明\]](#)

利用年月日	時分	区分	車種	(割引前料金) (ETC割引額) 通行料金	還元額 加算	還元額 利用	還元額 残高	備考
利用IC(自)	利用IC(至)							
	17/06/30						5,000	
	23:40		繰越					
17/07/06	17/07/06							確定
08:12	11:29	利用	1		-5,000	0		(朝夕)
三芳スマート	会津若松			6,840				(1,840円他支払)

さらに詳しい情報は、[\[総合詳細情報\]](#)をご覧ください。詳細情報は表示に時間がかかる場合がございます。

[ページのトップへ](#)

通信データは、SSLにより暗号化されております。

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#)

© Copyright 2005 East Nippon Expressway Company Limited  
Central Nippon Expressway Company Limited  
West Nippon Expressway Company Limited  
Hanshin Expressway Company Limited  
Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited All Rights Reserved.

## ご利用代金明細書

4/7 ページ

抜井 尚男 様

会員番号

明細書作成日

2017年7月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
7月7日		
7月7日		
7月7日		6,840

ETC 東日本高速道路 関東支社  
ETC NO:   
入口IC: 会津若松 : 磐越自動車道  
出口IC: 三芳スマート : 関越自動車道

様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政務活動費領収書・支払証書綴

5

払込金受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座番号	0 0 1 7 0 4	<small>通常払込 料金加入 者負担</small>
	百 十 万 千 百 十 番	
加入者名	株式会社 学陽書房	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
	2 4 8 4	
払込人住所氏名	〒354-0042 三芳町公明党市議団 若林 桂子	
料金	受付局口附印	
	29-09-20 三芳 みよし台 郵便局 (03611) N94250006	
特殊取扱		

請求書

日付  
2017/09/04

様

毎度お引  
下記の通

誠に恐縮  
必ず請求

御支払は  
(送金手数料  
銀行送金)

書籍名	単価(税込)
地方議員～役所を動かす質問のしかた	2,48

合計

三菱東京UFJ銀行江戸川橋支店 (当座 9001159)	七十七銀行日本橋支店 (当座 1001388)
みずほ銀行九段支店 (当座 0004040)	三井住友銀行神田支店 (当座 0212317)
みずほ銀行麹町支店 (当座 0101633)	郵便振替 [ 00170-4-84240]

★【口座名】 いづれも：株式会社学陽書房

〒102-0071 東京都千代田区  
株式会社 学陽書房  
代表取締役社長  
電話：03-3261-1111(代)

様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政務活動費領収書・支払証書綴

6

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
291023	076	030085		
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥10,282		
お取引時刻	お取引後残高			
13:55	おつり		¥20	
みずほ銀行 大津支店 普通 口座番号 1705329 受取人 サイセソコクチヨウソク様 依頼人 サイトマケソミヨツマキカイ様 振込日 29-10-23 振込金額 ¥9,850 振込手数料 ¥432				
1023008	印紙様納 付につき大宮 税務署承認済			

受講証明書

岩城 桂子

＜ご注意＞  
○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

【会議員研修 [3日間コース]

「地方分権と自治体の行政改革」

期 間：平成29年10月30日(月)～平成29年11月1日(水)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成29年11月1日

全国市町村国際文化研修所  
学長 松崎 茂



平成29年度 市町村議会議員研修 [3日間コース] 「地方分権と自治体の行政改革」

(敬称略)

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	課外 (17:00-)
10/30	月		11:00-12:00 受付 11:30- 屋食 12:30- 開講式・入寮 オリエンテーション	【講義】 地方行政をめぐる最近の動向 (13:00~15:15) 総務省自治行政局行政課長 吉川 浩民	【講義】 地方分権時代の中で地方自治 体に期待される役割 ～人口減少を見据えた取り組み～ (15:30~17:00) 内閣府地方分権改革推進室 参事官 岩間 浩	17:30- 交流会	
10/31	火	【演習】 地方分権時代の中で地方自治体に期待される 役割 ～人口減少を見据えた取り組み～ 内閣府地方分権改革推進室 参事官 岩間 浩	【講義】 イノベーションが起こる地域社 会創造を目指して ～求められる共創の場づくり～ (13:00~14:30) 長野県飯田市長 牧野光朗	【講義】 地方分権の展望 (14:45~17:20) 首都大学東京大学院社会科学研究所 教授 伊藤 正次			
11/1	水	【講義】 分権時代における地方議員のあり方 学習院大学法学部 教授 伊藤 修一郎	12:00-12:15 閉講、事務連絡				

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(平成29年9月28日現在)  
研修担当：橋場、久保

様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政 務 活 動 費 領 収 書・支 払 証 書 綴

7

収  
入  
印  
紙



AA No. 705521

お客様コード

平成27年10月23日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

岩城 桂子 様

領 収 金 額  
THE SUM OF

¥27,620-

但し  
FOR

JR券代金として

上記金額正に領収致しました  
The above sum has been duly received.

発行者印

FORM OF PAYMENT

現金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input type="checkbox"/>

東武トップツアーズ株式会社  
志木駅支店  
〒352-0001 新座市東北2-38-1(志木駅内)  
TEL 048(473)4771

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の  
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

様式第5号(第6条関係)

平成30年 4月 6日

三芳町議会議長 抜井 尚男 様

三芳町議会議員  
氏 名 岩城 桂子

政務活動報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記により平成29年度政務活動報告書を提出します。

記

1 調査事項	議会改革の取組みについて
2 調査場所	福島県会津若松市、福島県会津美里町
3 調査日	平成29年7月6日(木)～平成29年7月7日(金)
4 参加者	公明党議員団(内藤美佐子、岩城桂子、小松伸介) 三芳みらい(菊地浩二、細田三恵、井田和宏、細谷三男、山口正史、抜井尚男)
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	○会津若松市 政策形成サイクル、政策討論会、意見交換会等を調査…本町の政策提言制度を進める上で参考となった。 ○会津美里町 通年議会、町民協同会議、分野別意見交換会、議会広報モニター制度等を調査…通年議会等、本町での取組みに対し参考となった。 (添付資料参照)



## 議会からの政策形成

～議会基本条例で実現する市民参加型政策形成サイクル～

	ページ
I 会津若松市議会基本条例の制定プロセス……………	1
II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要……………	6
III 政策形成サイクル（総論）……………	15
IV 政策形成サイクル（各論）……………	23
V 議決責任と議員間討議……………	37
VI 政策形成サイクル活用の具体的実践例……………	41
VII その他議会改革の取り組み……………	61
（参考）平成16年度以降の主な議会改革の動き……………	66



会津侍

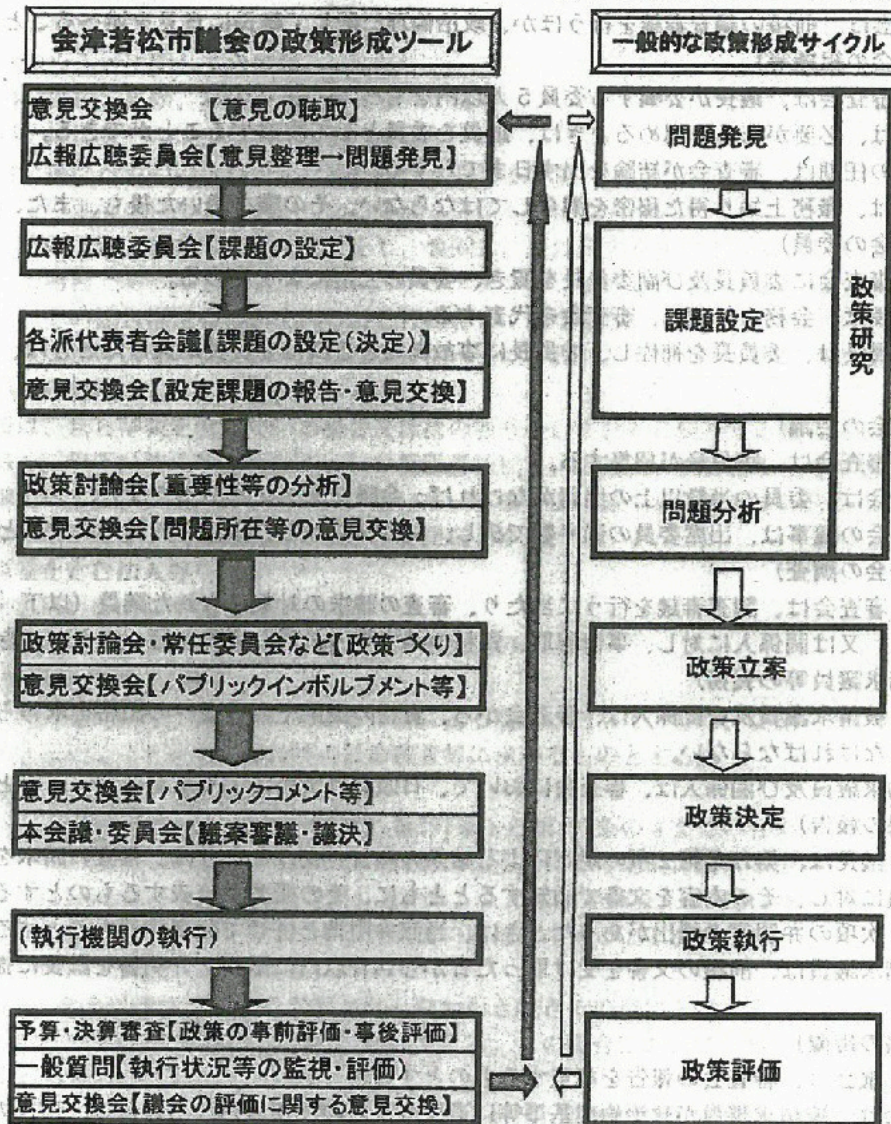
若松つつん

### Ⅲ 政策形成サイクル（総論）

#### 1 政策形成サイクルの基本フレーム

政策形成サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで頂戴した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から帰納法的に課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表4）

図表4 政策形成サイクルにおける主要ツールの位置付け



#### 2 政策形成サイクルの段階別概要

##### (1) 政策研究

◎ 問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析

→ 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。

→ 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。

→ 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。

→ 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

## (2) 政策立案・政策決定・政策評価

◎ (1) の政策研究を行った上で、政策討論会などを通して、調査研究（インプット）を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、立案・決定（アウトプット）に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による地域振興と市民福祉向上への成果（アウトカム）を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。いただいた意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動というための必要条件となる。

## 3. 意見整理から問題発見、課題設定までの具体例

### (1) 問題発見を行うための市民意見の整理

・ 政策サイクルの問題発見の前提として行う。

※ 問題発見 = 現在の状態と実現したい姿とのギャップの把握と定義・表示

・ 問題発見ができるよう、中分類へ大分類に分類

・ 課題設定につなげることを視野に入れ、分類した意見を分析し、問題発見に取り組む。

### (2) 課題設定の具体的方法

#### ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義

#### イ 議会として課題を設定することの重要性

(会津若松市議会としての認識)

・ 課題設定が済めば、その後のサイクルが機能する。

・ 議員個々の課題設定との調和

#### ウ 課題設定の基本視点

市民ニーズに照らしての重要性だけでなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。

・ 縦割りの課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割りの・総合的な課題を設定する。

・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。

→ このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

#### エ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、図表5 (p17) のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、政策討論会（全体会、分科会、議会制度検討委員会）に振り分けている。

○会津美里町議会通年議会実施要綱

平成27年12月14日

議会告示第5号

(総則)

第1条 会津美里町議会(以下「議会」という。)は、会津美里町議会基本条例(平成24年会津美里町条例第24号)の理念のもとに未来を見据えた議会の取り組みとして、議会としての監視機能の充実強化を図り、議会が主導的又は機能的に対応するための通年議会を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず議員の任期満了の年における会期は、1月から10月及び11月から12月までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

(本会議)

第3条 本会議は3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。ただし、緊急に議会等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第4条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会〇月会議」とする。ただし、同一の月に2回以上本会議を再開するときは、月の前に回数を加え、「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会第〇回〇月会議」とする。

(議案等の提出)

第5条 議会提出の議案、意見書及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付すものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、本会議を再開する月ごとに一連の番号を付すものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例月に再開する本会議において行う。

(一時不再議)

第8条 会津美里町議会会議規則(平成17年11月28日議会規則第1号)第15条に規定する「一時不再議」は、再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査が必要な場合はこの限りでない。

(会議録)

第10条 会議録は、定例月及び本会議を再開するごとに調製するものとする。

# 会津美里町議会議員間・委員間討議に関する実施要領

平成 24 年 10 月 1 日施行

平成 25 年 8 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、会津美里町議会基本条例（平成 24 年会津美里町条例第 24 号）第 9 条に基づく議員間討議の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(本会議)

第 2 条 各議員は、開会初日までに、各議案及び一般会計補正予算の課題・論点を議長に提出する。

- 2 議長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。
- 3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を抽出論点一覧表にて議長に報告する。
- 4 常任委員長は、委員会に付託された各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に議長に審議結果一覧表にて報告する。
- 5 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の抽出論点一覧表を配布し、議員の確認を得る。
- 6 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の質疑が終了し、町長等の退席後、全議案について議員間討議を行う。なお、常任委員会に付託された議案については、審議結果一覧表に基づき議員間討議を行う。
- 7 議長は、各議案について論点・争点を整理し、全議員の確認を得る。
- 8 議長は、議員間討議終了後、散会を宣告する。

(常任委員会)

第 3 条 委員長は、開会初日に、委員会事前打ち合わせを行い、各委員が持ち寄った付託された各議案の課題・論点について、意見交換を行って、論点の抽出及び争点の予測を行う。

- 2 各委員は、総括質疑後に論点の追加があれば委員長に報告する。
- 3 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、各議案について質疑を行う。
- 4 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、抽出論点一覧表等の審議結果に基づき、各議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。
- 5 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下討論・採決を行う。
- 6 委員長は、各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に審議結果一覧表にて議長に提出する。

(予算・決算特別委員会)

第 4 条 各委員は、開会初日に、一般会計予算又は一般会計決算（以下「議案」という。）の課題・論点を委員長に提出する。

- 2 委員長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。
- 3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を開会前日までに委員長に抽出論点一覧表にて報告する。
- 4 委員長は、開会后、直ちに抽出論点一覧表を配布し、委員の確認を得る。
- 5 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、議案について質疑を行う。
- 6 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。
- 7 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下、討論・採決を行う。
- 8 委員長は、審議結果一覧表を最終日前日までに議長に提出する。

附 則

# 地区別意見交換会の流れ

